

IX その他

1 平成26年度市税税制一覧表

税目	区分	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告(提出)期限	平成26年度の納期(納期限)																																																																																																						
市民税		<p>〈個人〉 均等割・所得割 ・市内に住所を有する個人</p> <p>均等割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者</p>	<p>〈法人〉 均等割・法人税割 ・市内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>均等割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの ・市内に事務所、事業所、寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの</p>	〈個人〉 1月1日	<p>〈個人〉 ・所得割 一律 6.0% (県民税 4.0%)</p> <p>・均等割 3,500円 (県民税2,000円)</p> <p>※ 地方税法第312条第1項の規定による区分</p> <p>〈法人〉 ・法人税割 14.7% {平成26年10月1日以降に開始する事業年度から 12.1%}</p> <p>・均等割</p> <table border="1"> <tr><td>第9号法人</td><td>3,000,000円</td></tr> <tr><td>第8号法人</td><td>1,750,000円</td></tr> <tr><td>第7号法人</td><td>410,000円</td></tr> <tr><td>第6号法人</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>第5号法人</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>第4号法人</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>第3号法人</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>第2号法人</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>第1号法人</td><td>50,000円</td></tr> </table> <p>※</p>	第9号法人	3,000,000円	第8号法人	1,750,000円	第7号法人	410,000円	第6号法人	400,000円	第5号法人	160,000円	第4号法人	150,000円	第3号法人	130,000円	第2号法人	120,000円	第1号法人	50,000円	<p>〈個人〉 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日</p> <p>〈法人〉 ・確定申告 事業年度終了後2ヵ月以内 ・中間申告 事業年度開始の日以後6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内</p>	<p>〈個人〉 ・普通徴収</p> <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>平成26年6月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>平成26年9月1日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>平成26年10月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>平成27年2月2日</td><td>まで</td></tr> </table> <p>・特別徴収(給与特徴) 毎月分について 翌月10日まで(6月から翌年5月まで12回) ・特別徴収(年金特徴) 年金支給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の6回に分けて支給年金から引き落とし</p> <p>〈法人〉 申告期限と同じ</p>	第1期	平成26年6月30日	まで	第2期	平成26年9月1日	まで	第3期	平成26年10月31日	まで	第4期	平成27年2月2日	まで																																																																								
第9号法人	3,000,000円																																																																																																												
第8号法人	1,750,000円																																																																																																												
第7号法人	410,000円																																																																																																												
第6号法人	400,000円																																																																																																												
第5号法人	160,000円																																																																																																												
第4号法人	150,000円																																																																																																												
第3号法人	130,000円																																																																																																												
第2号法人	120,000円																																																																																																												
第1号法人	50,000円																																																																																																												
第1期	平成26年6月30日	まで																																																																																																											
第2期	平成26年9月1日	まで																																																																																																											
第3期	平成26年10月31日	まで																																																																																																											
第4期	平成27年2月2日	まで																																																																																																											
固定資産税		<ul style="list-style-type: none"> 土地 家屋 償却資産 	・固定資産の所有者	1月1日	<p>・課税標準額の 1.4%</p> <p>・免税点</p> <table border="1"> <tr><td>土地</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>150万円</td></tr> </table>	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	<p>・住宅用地の申告 1月31日</p> <p>・償却資産の申告 1月31日</p>	<table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>平成26年4月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>平成26年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>平成27年1月5日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>平成27年3月2日</td><td>まで</td></tr> </table>	第1期	平成26年4月30日	まで	第2期	平成26年7月31日	まで	第3期	平成27年1月5日	まで	第4期	平成27年3月2日	まで																																																																																				
土地	30万円																																																																																																												
家屋	20万円																																																																																																												
償却資産	150万円																																																																																																												
第1期	平成26年4月30日	まで																																																																																																											
第2期	平成26年7月31日	まで																																																																																																											
第3期	平成27年1月5日	まで																																																																																																											
第4期	平成27年3月2日	まで																																																																																																											
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 	<p>・軽自動車等の所有者</p> <p>※所有権留保の場合は使用者</p>	4月1日	<p>・原動機付自転車</p> <table border="1"> <tr><td>50cc以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>90cc以下</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>125cc以下</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>ミニカー</td><td>2,500円</td></tr> </table> <p>・二輪のもの(250cc以下) 2,400円</p> <p>・三輪のもの 3,100円</p> <p>・二輪の小型自動車 4,000円</p> <p>・軽四乗用</p> <table border="1"> <tr><td>営業用</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>7,200円</td></tr> </table> <p>・軽四貨物用</p> <table border="1"> <tr><td>営業用</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>自家用</td><td>4,000円</td></tr> </table> <p>・もっぱら雪上を走行するもの</p> <p>・農耕作業用 1,600円</p> <p>・小型特殊自動車 4,700円</p>	50cc以下	1,000円	90cc以下	1,200円	125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	営業用	5,500円	自家用	7,200円	営業用	3,000円	自家用	4,000円	<p>・登録の申告 所有者等となった日から15日以内</p> <p>・廃車の申告 所有者等でなくなった日から30日以内</p>	5月16日～6月2日																																																																																						
50cc以下	1,000円																																																																																																												
90cc以下	1,200円																																																																																																												
125cc以下	1,600円																																																																																																												
ミニカー	2,500円																																																																																																												
営業用	5,500円																																																																																																												
自家用	7,200円																																																																																																												
営業用	3,000円																																																																																																												
自家用	4,000円																																																																																																												
市たばこ税		・売り渡した製造たばこ	・卸売販売業者等		<p>・紙巻たばこ等 5,262円/1,000本</p> <p>・旧3級品のたばこ 2,495円/1,000本</p>	翌月末日	申告期限と同じ																																																																																																						
鉱産税		・掘採した鉱物	・鉱物を掘採する鉱業者		・鉱物の価格の1% (ただし200万円以下の場合は0.7%)	翌月末日	申告期限と同じ																																																																																																						
特別土地保有税		<p>・保有に係る土地 (平成15年度分以降課税しない)</p> <p>・取得に係る土地 (平成15年1月1日以後取得された土地は課税しない)</p>	・土地の所有者又は取得者		<p>・土地の取得価格又は修正取得価格のいずれか低い額 (免税点 5,000㎡)</p> <p>・税率</p> <table border="1"> <tr><td>保有</td><td>1.4%</td></tr> <tr><td>取得</td><td>3.0%</td></tr> </table>	保有	1.4%	取得	3.0%	<p>・保有…5月31日</p> <p>・取得…2月末日(1月1日前1年以内の取得)又は8月31日(7月1日前1年以内の取得)</p>	申告期限と同じ																																																																																																		
保有	1.4%																																																																																																												
取得	3.0%																																																																																																												
入湯税		・鉱泉浴場における入湯行為	・鉱泉浴場を利用する入湯客		<p>・宿泊入湯客 1人 1泊 150円</p> <p>・日帰り入湯客 1人 1回 50円</p>	翌月15日	申告期限と同じ																																																																																																						
都市計画税		・都市計画区域内の土地(農業振興地域内の農用地を除く)及び家屋	・左記の土地及び家屋の所有者	1月1日	・課税標準額の0.3%		固定資産税と同じ																																																																																																						
国民健康保険税		<p>医療保険分(医療分)／後期高齢者支援金分(支援金分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者である世帯主 擬制世帯主(被保険者資格のない世帯主で当該世帯内に被保険者がある者) <p>介護保険分(介護分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者)の介護保険料を医療分及び支援金分とあわせて納付(納税義務者は医療分及び支援金分と同じ) 		4月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税率区分</th> <th colspan="3">税率</th> <th colspan="3" rowspan="2">賦課限度額</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>5.70%</td> <td>1.50%</td> <td>1.50%</td> <td rowspan="2">医療分</td> <td rowspan="2">510,000円</td> <td rowspan="2">介護分</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>16.00%</td> <td>6.00%</td> <td>4.00%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>23,500円</td> <td>6,500円</td> <td>8,000円</td> <td>支援金分</td> <td>160,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>21,300円</td> <td>5,900円</td> <td>5,300円</td> <td>介護分</td> <td>140,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">軽減区分</th> <th colspan="6">軽減額(※)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">均等割</th> <th colspan="3">平等割</th> </tr> <tr> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>16,450円</td> <td>4,550円</td> <td>5,600円</td> <td>14,910円</td> <td>4,130円</td> <td>3,710円</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>11,750円</td> <td>3,250円</td> <td>4,000円</td> <td>10,650円</td> <td>2,950円</td> <td>2,650円</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>4,700円</td> <td>1,300円</td> <td>1,600円</td> <td>4,260円</td> <td>1,180円</td> <td>1,060円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※世帯主と加入者の所得合計が基準以下の世帯が対象</p>	税率区分	税率			賦課限度額			医療分	支援金分	介護分	所得割	5.70%	1.50%	1.50%	医療分	510,000円	介護分	資産割	16.00%	6.00%	4.00%	均等割	23,500円	6,500円	8,000円	支援金分	160,000円		平等割	21,300円	5,900円	5,300円	介護分	140,000円		軽減区分	軽減額(※)						均等割			平等割			医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分	7割	16,450円	4,550円	5,600円	14,910円	4,130円	3,710円	5割	11,750円	3,250円	4,000円	10,650円	2,950円	2,650円	2割	4,700円	1,300円	1,600円	4,260円	1,180円	1,060円	随時	<p>・普通徴収</p> <table border="1"> <tr><td>第1期</td><td>平成26年7月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第2期</td><td>平成26年9月1日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第3期</td><td>平成26年9月30日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第4期</td><td>平成26年10月31日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第5期</td><td>平成26年12月1日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第6期</td><td>平成27年1月5日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第7期</td><td>平成27年2月2日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第8期</td><td>平成27年3月2日</td><td>まで</td></tr> <tr><td>第9期</td><td>平成27年3月31日</td><td>まで</td></tr> </table> <p>・特別徴収(年金特徴) 年金支給月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の6回に分けて支給年金から引き落とし</p>	第1期	平成26年7月31日	まで	第2期	平成26年9月1日	まで	第3期	平成26年9月30日	まで	第4期	平成26年10月31日	まで	第5期	平成26年12月1日	まで	第6期	平成27年1月5日	まで	第7期	平成27年2月2日	まで	第8期	平成27年3月2日	まで	第9期	平成27年3月31日	まで
税率区分	税率			賦課限度額																																																																																																									
	医療分	支援金分	介護分																																																																																																										
所得割	5.70%	1.50%	1.50%	医療分	510,000円	介護分																																																																																																							
資産割	16.00%	6.00%	4.00%																																																																																																										
均等割	23,500円	6,500円	8,000円	支援金分	160,000円																																																																																																								
平等割	21,300円	5,900円	5,300円	介護分	140,000円																																																																																																								
軽減区分	軽減額(※)																																																																																																												
	均等割			平等割																																																																																																									
	医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分																																																																																																							
7割	16,450円	4,550円	5,600円	14,910円	4,130円	3,710円																																																																																																							
5割	11,750円	3,250円	4,000円	10,650円	2,950円	2,650円																																																																																																							
2割	4,700円	1,300円	1,600円	4,260円	1,180円	1,060円																																																																																																							
第1期	平成26年7月31日	まで																																																																																																											
第2期	平成26年9月1日	まで																																																																																																											
第3期	平成26年9月30日	まで																																																																																																											
第4期	平成26年10月31日	まで																																																																																																											
第5期	平成26年12月1日	まで																																																																																																											
第6期	平成27年1月5日	まで																																																																																																											
第7期	平成27年2月2日	まで																																																																																																											
第8期	平成27年3月2日	まで																																																																																																											
第9期	平成27年3月31日	まで																																																																																																											

中野市民憲章

うるわしき山々 水清く 流れ逢いよる千曲川 大地は豊かに実りを産みだし
太古より歴史文化の息づく中野市です

わたくしたちは この中野市に生きる幸せと誇りをもって さらに住みよく
働きやすく 心豊かに過ごせるまちづくりを願い 憲章を定めて 進みます

- 一 花咲き 鳥うたい 緑あふれる 環境をまもる まちをつくります
- 一 心と体をととのえ 安全で 創意をいかして働ける まちをつくります
- 一 笑顔あふれ あいさつゆきかう ふれあいのある まちをつくります
- 一 子どもも大人も さそいあって 共に学びあう まちをつくります

(平成22年4月1日制定)

平成26年度 市 税 概 要

編集・発行 中野市総務部税務課

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号

電 話 (0269) 22-2111

ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp>

発行年月 平成26年11月

